

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け</p> <p>固定価格買取制度（いわゆる「FIT」）が<u>2012年</u>7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大している。また、<u>2014年</u>4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、<u>2015年</u>7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」（いわゆる「エネルギーミックス」）では、<u>2030年度</u>において再生可能エネルギーが電源構成の22～24%を占めるとの見通しが示された。この達成に向け引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であり、このことは、固定価格買取制度の調達期間終了後の低廉な電源の確保という観点からも重要である。</p> <p>一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、<u>2016年</u>6月にFIT法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設された。</p> <p>（略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け</p> <p>固定価格買取制度（いわゆる「FIT」）が<u>平成24年</u>7月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大している。また、<u>平成26年</u>4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、<u>平成27年</u>7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」（いわゆる「エネルギーミックス」）では、<u>平成42年度（2030年度）</u>において再生可能エネルギーが電源構成の22～24%を占めるとの見通しが示された。この達成に向け引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であり、このことは、固定価格買取制度の調達期間終了後の低廉な電源の確保という観点からも重要である。</p> <p>一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保等を図るため、<u>平成28年</u>6月にFIT法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設された。</p> <p>（略）</p>

表1 再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項

(10kW以上；申請様式抜粋)

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。	
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く。)	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	□
<u>運転開始期限内</u> に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【 <u>地熱発電の場合のみ</u> 】	□

(略)

事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(以下「本ガイドライン」という。)は、再生可能エネルギー発電事業者がFIT法及びFIT法施行規則に

表1 再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項

(10kW以上；申請様式抜粋)

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。	
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く。)	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	□
<u>この認定の取得から3年以内</u> に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【 <u>10kW以上の太陽光発電の場合のみ</u> 】	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【 <u>地熱発電の場合のみ</u> 】	□

(略)

事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(以下「本ガイドライン」という。)は、再生可能エネルギー発電事業者がFIT法及びFIT法施行規則に

基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT 法第 12 条（指導・助言）、第 13 条（改善命令）、第 15 条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、FIT 法第 12 条（指導・助言）等の対象となる可能性がある。

（略）

## 第 2 章 適正な事業実施のために必要な措置

（略）

### 第 1 節 企画立案

（略）

#### 1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

（略）

#### 【解説】

（略）

なお、例えば以下のような出力の変更を行った場合には、その変更の認定を受けた時点における調達価格が適用されることになる。

対象となる案件	変更内容
<u>2017 年</u> 4 月 1 日以降に認定を取得した案件	・出力の増加（運転開始前・後問わず）（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく <u>運転開始前</u> の出力の増加、出力 10kW 未満の発電設備で出力増加後も引き続き 10kW

基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT 法第 12 条（指導・助言）、第 13 条（改善命令）、第 15 条（認定の取消し）に規定する措置が講じられる可能性があることに注意されたい。

（略）

## 第 2 章 適切な事業実施のために必要な措置

（略）

### 第 1 節 企画立案

（略）

#### 1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

（略）

#### 【解説】

（略）

なお、以下のような出力の変更を行った場合には、その変更の認定を受けた時点における調達価格が適用されることになる。

対象となる案件	変更内容
<u>平成 29 年</u> 4 月 1 日以降に認定を取得した案件	出力の増加（運転開始前・後問わず）（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力 <u>変更</u> 、出力 10kW 未満の発電設備で出力増加後も引き続き 10kW 未満の場合を除く。）

<p><u>2017年</u> 3月31日以前に認定を取得し、<u>2016年</u> 8月1日以降に接続契約を締結した案件</p>	<p>未満の場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>太陽電池の合計出力の3kW以上若しくは3%以上の増加又は20%以上の減少（運転開始前・後問わず）（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく運転開始前の変更を除く。）</u></li> </ul>	<p><u>平成29年</u> 3月31日以前に認定を取得し、<u>2016年</u> 8月1日以降に接続契約を締結した案件</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2017年</u> 3月31日以前に認定を取得し、<u>2016年</u> 7月31日以前に接続契約を締結した案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>出力の増加（運転開始前・後問わず）（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく運転開始前の出力の増加、出力10kW未満の発電設備で出力増加後も引き続き10kW未満の場合を除く。）</u></li> <li>・<u>運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の減少（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づくものを除く。）</u></li> <li>・<u>太陽電池の合計出力の3kW以上若しくは3%以上の増加又は20%以上の減少（運転開始前・後問わず）（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく運転開始前の変更を除く。）</u></li> </ul>	<p><u>平成29年</u> 3月31日以前に認定を取得し、<u>平成28年</u> 7月31日以前に接続契約を締結した案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>運転開始前の出力の増加及び10kW以上かつ20%以上の出力の減少</u></li> <li>・<u>運転開始後の出力の増加（ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更、出力10kW未満の発電設備で出力増加後も引き続き10kW未満の場合を除く。）</u></li> </ul> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p><u>⑤について、10kW以上の太陽光発電設備であって、認定を取得した日から3年の運転開始期限内に運転を開始できない場合には、期限を超過した分だけ月単位で調達期間が短縮することに留意が必要である。また、10kW</u></p>		<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	

未満の太陽光発電設備は、1年の運転開始期限内に運転を開始できない場合には、認定が失効することに留意が必要である。

(略)

## 2. 地域との関係構築

(略)

### 【解説】

(略)

②について、配慮すべき地域住民の範囲、説明会の開催の要否などの具体的なコミュニケーションの方法については、計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討することが有益である。また、地域住民に対して、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためには説明会の開催が効果的である。特に大規模発電設備を設置する場合、土地の開発を伴う場合、近隣住民の生活環境への影響が過大になる場合には、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められる。また、条例に基づく環境アセスメント手続が必要な場合には、その手続において、説明会や環境影響評価図書に対する意見聴取等が定められており、これらを適切に実施することも、地域住民の理解の促進に資する。

(略)

## 第2節 設計・施工

(略)

## 3. 施工

(略)

### 【解説】

(略)

## 2. 地域との関係構築

(略)

### 【解説】

(略)

②について、配慮すべき地域住民の範囲、説明会の開催の要否などの具体的なコミュニケーションの方法については、計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討することが有益である。また、地域住民に対して、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためには説明会の開催が効果的である。特に大規模発電設備を設置する場合、や土地の開発を伴う場合は、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められる。また、条例に基づく環境アセスメント手続が必要な場合には、その手続において、説明会や環境影響評価図書に対する意見聴取等が定められており、これらを適切に実施することも、地域住民の理解の促進に資する。

(略)

## 第2節 設計・施工

(略)

## 3. 施工

(略)

### 【解説】

⑤について、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務は、太陽光発電事業者に課せられているため、自らの責任において技術基準に適合しているかを確認する必要がある。そのため、運転開始前に発電設備の技術基準への適合状況や関係法令及び条例の遵守状況を確認することが重要である。出力2,000kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法においては、運転開始前の使用前自主検査及び使用前安全管理審査が必要であるため、手続等を遵守するとともに適合状況を確認することができる。また、2016年8月より、出力500kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備に対しても、事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出る「事業者使用前自己確認制度」が開始されているため、本手続を行うとともに使用前自己確認において適合状況を確認することが必要である。出力500kW未満の太陽光発電設備を設置する場合は、運転開始前における太陽光発電設備の確認手続の義務はないが、運用開始後の事故などを未然に防ぐためには、出力の大小にかかわらず、発電設備の設計・施工が適切に行われたか、運用開始前に確認を行うことが必要である。

(略)

#### 4. 周辺環境への配慮

(略)

⑤について、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務は、太陽光発電事業者に課せられているため、自らの責任において技術基準に適合しているかを確認する必要がある。そのため、運転開始前に発電設備の技術基準への適合状況や関係法令及び条例の遵守状況を確認することが重要である。出力2,000kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法においては、運転開始前の使用前自主検査及び使用前安全管理審査が必要であるため、手続等を遵守するとともに適合状況を確認することができる。また、平成28年8月より、出力500kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備に対しても、事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出る「事業者使用前自己確認制度」が開始されているため、本手続を行うとともに使用前自己確認において適合状況を確認することが必要である。出力500kW未満の太陽光発電設備を設置する場合は、運転開始前における太陽光発電設備の確認手続の義務はないが、運用開始後の事故などを未然に防ぐためには、出力の大小にかかわらず、発電設備の設計・施工が適切に行われたか、運用開始前に確認を行うことが必要である。

(略)

#### 4. 周辺環境への配慮

(略)

- ・再生可能エネルギー発電設備の区分  
「太陽光発電設備」と記載。
- ・設備名称
- ・設備 ID
- ・設備所在地
- ・発電出力
- ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）、住所
- ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）  
（※）法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・連絡先  
設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。
- ・運転開始年月日  
運転開始前においては、「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日」と記載すること。

（略）

- ③ ②の標識の掲示について、2017年 3月31日以前に旧認定を受けている発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）標識を掲示すること。

- ・再生可能エネルギー発電設備の区分  
「太陽光発電設備」と記載。
- ・設備名称
- ・設備 ID
- ・設備所在地
- ・発電出力
- ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）、住所
- ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）  
（※）法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・連絡先  
設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。
- ・運転開始年月日  
運転開始前においては、「平成〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「平成〇〇年〇月〇日」と記載すること。

（略）

- ③ ②の標識の掲示について、平成29年 3月31日以前に認定を受けている発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）標識を掲示すること。

④ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

⑤ ④に加えて、利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる太陽光発電設備を設置する場合、電技省令に基づき、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

⑥ ④の柵塀等の設置について、2017年3月31日以前に旧認定を取得している発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに）設置すること。

【解説】  
(略)

④ 利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる太陽光発電設備を設置する場合、電技省令に基づき、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

⑤ 低圧の太陽光発電設備を設置する場合、設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、高圧以上の発電設備と同等の立入防止措置として、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

⑥ ⑤の柵塀等の設置について、平成29年3月31日以前に取得している発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに）設置すること。

【解説】  
(略)



図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
	発電出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	××-××××-××××
保守管理責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)0000年X月0日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
	発電出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	××-××××-××××
保守管理責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		平成29年X月0日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(略)

なお、屋根置きや屋上置き等の場合は、緊急時に連絡すべき相手（建物の所有者等）が明らかであるため、標識の掲示は不要である。

④⑤⑥について、太陽光発電設備は、通常の発電時に作業員が常駐していることは稀であり、無人での運用を行っている場合が多く、**特に**地上設置型の低圧の発電設備については、第三者が容易に近づける状態にある発電設備が多数存在することが報告されている。発電設備が健全な状態であれば、発電設備に触っただけでは感電することはないが、外観から異常を判断することは容易ではないため、発電設備が地絡などの異常状態にある場合には、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性がある。そのため、FIT 法において、この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずることが認定基準となっている。これらの危険を防止するためには、発電設備

(略)

なお、屋根置きや屋上置き等の場合は、緊急時に連絡すべき相手（建物の所有者等）が明らかであるため、標識の掲示は不要である。

④⑤⑥について、太陽光発電設備は、通常の発電時に作業員が常駐していることは稀であり、無人での運用を行っている場合が多く、地上設置型の低圧の発電設備については、第三者が容易に近づける状態にある発電設備が多数存在することが報告されている。発電設備が健全な状態であれば、発電設備に触っただけでは感電することはないが、外観から異常を判断することは容易ではないため、発電設備が地絡などの異常状態にある場合には、第三者が感電等により被害を受けるおそれや、安定的な発電が阻害される可能性がある。そのため、FIT 法において、この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずることが認定基準となっている。これらの危険を防止するためには、発電設備の

の周囲に柵や塀などを設置し、容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講ずることが必要である。

(削除)

具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置することが求められる。柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。なお、柵塀等の設置の形式については、電技省令及び電技解釈を参考にすることが望ましい。また、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができることとする。さらには、ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚

周囲に柵や塀などを設置し、容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう適切な措置を講ずることが必要である。

利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる発電設備については、電技省令において、「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」（第 23 条）と定められており、保安の観点からも上述の措置を講ずるよう求められているため、電技解釈を参考にし、適切に措置することが必要である。  
なお、出力 50kW 未満の発電設備でも高圧連系が求められる場合があり、この場合においては高圧以上の発電設備とみなされ電技省令の対象となる場合があることに留意すること。

低圧の発電設備については、電気事業法上、発電設備の周囲への柵や塀などの設置は求められていないが、構内に容易に立ち入ることができないような対策が求められる。具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置することが求められる。柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。なお、柵塀等の設置については、電技省令及び電技解釈を参考にすることが望ましい。また、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができることとする。さらには、ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略す

起を促す標識を②の標識に併せて掲示すること。

また、利用する直流電圧又は交流電圧が電気事業法における高圧以上となる発電設備については、電技省令において、「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」(第23条)と定められており、④に加えて、保安の観点からも、適切に措置することが必要である。なお、出力50kW未満の発電設備でも高圧連系が求められる場合があり、この場合においては高圧以上の発電設備とみなされ電技省令の対象となる場合があることに留意すること。

柵塀等は発電設備の設置後速やかに設けることが望ましく、遅くとも運転開始までには設置を完了することが必要である。また、2017年3月31日以前に旧認定を取得している発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に(この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに)柵塀等の設置を完了することが必要である。

#### 第4節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)

(略)

##### 1. 計画的な撤去及び処分費用の確保

(略)

- ① 出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始と終期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業

ることができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を②の標識に併せて掲示すること。

(新設)

柵塀等は発電設備の設置後速やかに設けることが望ましく、遅くとも運転開始までには設置を完了することが必要である。また、平成29年3月31日以前に取得している発電設備については、改正後のFIT法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に(この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに)柵塀等の設置を完了することが必要である。

#### 第4節 撤去及び処分(リサイクル、リユース、廃棄)

(略)

##### 1. 計画的な撤去及び処分費用の確保

(略)

- ① 出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で、事業計画を策定すること。

計画を策定すること。

【解説】

(略)

① について、出力 10kW 以上の太陽光発電設備については、FIT 法に基づく調達価格の算定に当たって、撤去及び処分費用が考慮されているため、撤去及び処分に際して当然必要な費用は確保できるものと考えられる。撤去及び処分費用については、撤去業者(撤去を行う販売店、設計・施工業者を含む)、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいて想定することが望ましい。なお、撤去及び処分費用の見積り取得が困難である場合には、FIT 法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の 5%以上を目安とすることが望ましい。また、廃棄物処理法では、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理業者に対する適正な対価の支払いが義務付けられているほか、建設リサイクル法では、産業廃棄物の処理業者への発注者に対して、解体工事や建設資材廃棄物の再資源化に要する費用の適正な負担が求められるため、これらについても留意することが必要である。また、事業終了時に撤去及び処分費用を確実に確保するためには、撤去及び処分費用の負担を分散させるために、計画的に積み立てることが求められる。そのため、その積立の開始と終期、その想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにしたうえで事業計画を策定する必要がある。なお、撤去及び処分費用の積立に際しては、資産除去債務に該当し、会計上の費用算入が認められる場合があるため、公認会計士等へ相談することが有益である。

(略)

【解説】

(略)

① について、出力 10kW 以上の太陽光発電設備については、FIT 法に基づく調達価格の算定に当たって、撤去及び処分費用が考慮されているため、撤去及び処分に際して当然必要な費用は確保できるものと考えられる。撤去及び処分費用については、撤去業者(撤去を行う販売店、設計・施工業者を含む)、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいて想定することが望ましい。なお、撤去及び処分費用の見積り取得が困難である場合には、FIT 法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の 5%以上を目安とすることが望ましい。また、廃棄物処理法では、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理業者に対する適正な対価の支払いが義務付けられているほか、建設リサイクル法では、産業廃棄物の処理業者への発注者に対して、解体工事や建設資材廃棄物の再資源化に要する費用の適正な負担が求められるため、これらについても留意することが必要である。

(略)

## 2. 事業終了後の撤去及び処分の実施

(略)

### 【解説】

(略)

③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められる。適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、製造業者または輸入業者のWEBや当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））。また、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。加えて、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。

(略)

## 2. 事業終了後の撤去及び処分の実施

(略)

### 【解説】

(略)

③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められるが、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。また、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。

(略)

付録  
 (略)  
 2. 主なガイドライン等  
 (略)  
 (1) 太陽光発電に関する JIS 規格

付表 2 太陽光発電に関する主な JIS 規格

分類	規格番号	規格名
太陽電池 モジュール	JIS C 8990	地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証のための要求事項
	JIS C 8991	地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証のための要求事項
	JIS C 8992-1	太陽電池モジュールの安全性適格性確認 - 第 1 部 : 構造に関する要求事項
	JIS C 8992-1	太陽電池モジュールの安全性適格性確認 - 第 2 部 : 試験に関する要求事項
PCS	JIS C 8961:2008	太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法
	JIS C 8962:2008	小出力太陽光発電用パワーコンディショナの試験方法
	JIS C 8963:2011	系統連系型太陽光発電システム用パワーコンディショナの単独運転検出機能の試験方法
	JIS C 8980:2009	小出力太陽光発電用パワーコンディショナ

付録  
 (略)  
 2. 主なガイドライン等  
 (略)  
 (1) 太陽光発電に関する JIS 規格

付表 2 太陽光発電に関する主な JIS 規格

分類	規格番号	規格名
太陽電池 モジュール	JIS C 8990	地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証のための要求事項
	JIS C 8991	地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール設計適格性確認及び型式認証のための要求事項
	JIS C 8992-1	太陽電池モジュールの安全性適格性確認 - 第 1 部 : 構造に関する要求事項
	JIS C 8992-1	太陽電池モジュールの安全性適格性確認 - 第 2 部 : 試験に関する要求事項
PCS	JIS C 8961:2008	太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法
	JIS C 8962:2008	小出力太陽光発電用パワーコンディショナの試験方法
	JIS C 8963:2011	系統連系型太陽光発電システム用パワーコンディショナの単独運転検出機能の試験方法
	JIS C 8980:2009	小出力太陽光発電用パワーコンディショナ

太陽光発電システム	JIS C 8951:2011	太陽電池アレイ通則
	JIS C 8952:2011	太陽電池アレイの表示方法
	JIS C 8953:2011	結晶系太陽電池アレイ出力のオンサイト測定方法
	JIS C 8954:2006	太陽電池アレイ用電気回路設計標準
	JIS C 8955:2004	太陽電池アレイ用支持物設計標準
	JIS C 8955:2011	太陽電池アレイ用支持物設計標準
	<u>JIS C 8955:2017</u>	<u>太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法</u>
	JIS C 0364-7-712:2008	建築電気設備-第 7-712 部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-太陽光発電システム
JIS C 8956:2011	住宅用太陽電池アレイ (屋根置き型) の構造系設計及び施工方法	
JIS C 8981:2006	住宅用太陽光発電システム電気系安全設計標準	

(略)

太陽光発電システム	JIS C 8951:2011	太陽電池アレイ通則
	JIS C 8952:2011	太陽電池アレイの表示方法
	JIS C 8953:2011	結晶系太陽電池アレイ出力のオンサイト測定方法
	JIS C 8954:2006	太陽電池アレイ用電気回路設計標準
	JIS C 8955:2004	太陽電池アレイ用支持物設計標準
	JIS C 8955:2011	太陽電池アレイ用支持物設計標準
	(新設)	(新設)
	JIS C 0364-7-712:2008	建築電気設備-第 7-712 部:特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-太陽光発電システム
JIS C 8956:2011	住宅用太陽電池アレイ (屋根置き型) の構造系設計及び施工方法	
JIS C 8981:2006	住宅用太陽光発電システム電気系安全設計標準	

(略)